

(協議事項)

放課後児童健全育成事業の見直しについて

1 趣 旨

10月20日の教育民生委員協議会に報告しました放課後児童健全育成事業の見直し方針について、保護者等に説明し、意見、要望を聞いた結果、その内容を見直すこととしましたので、協議するものです。

2 その後の経過

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 18.10.23、24 | 児童館長連絡会 委託館と直営館に説明 |
| 10.24 | 全児童館・児童センター保護者宛に通知文を発送 |
| 10.31 | 松本市民生委員・児童委員協議会理事会・会長会に説明 |
| 11.2 | 松本市町会連合会常任理事会に説明 |
| 11.13～ | 各児童センター運営委員会に説明 |

3 保護者等への説明会における主な意見・要望

- (1) 無料から、一挙に5千円は負担が大きい。
- (2) 一律の料金設定ではなく、利用日数や利用時間に応じた料金の設定をしてほしい。
- (3) 5・6年生も登録児童の対象としてほしい。
- (4) 自宅まで距離の遠い子どもなどは、留守家庭でなくても、子どもの安全確保の観点から、学校から直接児童館を利用できるようにしてほしい。
- (5) 一律の制度ではなく、地域特性を認めてほしい。

4 見直しの主な内容

- (1) 利用料（月額）について

登録児童	変 更 前		変 更 後	
	時間区分	利 用 料	時間区分	利 用 料
1人目	～6時半	5,000円程度	～5時	2,000円程度
			～6時	3,000円程度
	～7時	6,000円程度	～7時	4,000円程度

※兄弟は2人目から半額とし、就学援助費支給要綱を準用した減免措置も設定

(2) 5・6年生の登録及び一般児童の直接来館について

現在、地域の事情の中で、5・6年生の登録や一般児童の直接来館を認めているところについては、19年度は上記の利用料を適用する中で、現行の利用状況のとおりとします。

また、19年度の登録児童数を把握する中で、20年度からの5・6年生の登録や一般児童の直接来館について検討します。

5 今後の予定

児童館・児童センターごとに、放課後児童健全育成事業を利用する保護者説明会を実施していきます。